

Department of Agricultural and Resource Economics

Working Paper Series

No.12-F-002

**明治期日本農村における貸金業の30年
—マイクロファイナンスの議論を念頭において—
泉田洋一*・大栗行昭****

2012年11月

**The University of Tokyo
Yayoi, Bunkyo, Tokyo 113-8657
Japan**

***東京大学大学院農学生命科学研究科
農業・資源経済学専攻
農村開発金融研究室**

e-mail: aizumid@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

**** 宇都宮大学農学部農業経済学科
ohguri@cc.utsunomiya-u.ac.jp**

本論文は、大栗のふたつの論文（大栗2005、大栗2012）をベースにして、日本の明治期農村の貸金業の活動を、現代のマイクロファイナンスの議論にどう活かすことができるかという視点から、泉田と大栗の共同でまとめたものである。

明治期日本農村における貸金業の30年
—マイクロファイナンスの議論を念頭において—
泉田洋一・大栗行昭

目次

1. はじめに
2. 対象地域の特徴と利用データ
3. 時代背景と当時の経済状況
 - 3.1 明治維新と地租改正
 - 3.2 農業の状況
4. 加藤家の貸付の拡大
 - 4.1 加藤家の資産の動き：概観
 - 4.2 資産構成の変化
 - 4.3 質地金融の消滅
5. 加藤家の貸付業務の詳細
 - 5.1 1877年時点の貸金業
 - 5.2 1886年時点の貸金業
 - 5.3 1905年時点の貸金業
 - 5.4 長期的視点でみた加藤家貸金業の推移：小括
6. 貸金業と土地取得
 - 6.1 村の土地所有構造の変化
 - 6.2 加藤家にとっての土地集積の意味
7. 結論

注

引用文献

1. はじめに

明治維新（1868年）の時に、栃木県益子地方の農村に貸金業を主業とする加藤という名家があった。加藤家は、いくつかの紆余曲折を経ながらもその貸金業を拡大させ、主に金融を通じた土地集積によって、明治末には50haをこえる土地を有する地主となった。

本稿は、帳簿等の記録をもとに、1874年から1905年までの32年間における加藤家の貸金業の長期的推移を追い、明治期農村におけるインフォーマルな貸付活動の特徴と変化を明らかにせんとするものである。同時に、土地の集積や産業資金の提供など、貸付活動がもたらした帰結を示す。

周知の通り、近代日本は明治維新によってスタートしたが、それは土地制度改革を伴うものであった（Hayami 1991）。それまで農地売買は禁止されていたが、1873年に始まった地租改正によって近代的土地制度が確立し、土地売買は自由となり、土地は金融活動における担保として用いられるようになる。もっとも、この土地制度改革の真のねらいは地租による国家の財政収入の安定確保にあり、事後、農民は過大な地租に苦しめられた。こういった一連の制度改革が一面では金融取引の近代化・効率化につながったことは間違いないが、同時に、金融を絡めた土地集積がすすみ、偏った土地所有構造が作られていくのである。

もちろんこれらのことは、すでに日本経済史の中で何度も指摘されていることであり（Teruoka 2008、Hayami 1991、Ogura 1963、坂根 2010）、ここで新しい事例を加えたからといって、驚くべきことはあるまい。しかし日本の事例を使いながら、近年のマイクロファイナンスの議論を意識しながら、そこに欠けている部分を示すことには意味があると考えられる。特に、金融へのアクセスの確保・拡大が貧困者の経済的厚生を常に高めるとは限らないことを強調したい。

本論文では、以下の3点を論文の答えるべき具体的課題と考えている。

第1に、日本の明治農村を前提にして、そこにおけるインフォーマルな金融活動の特徴と変化を示す。当時の日本の農村は、住民の移動性が少なく、閉じられた世界を形成していたとみられるが、こういった特徴をもった地域での金融取引には情報の不完全性からくる問題が少ない。本稿で取り上げる加藤家も、借手と同じ地域に生活しているインフォーマルな貸手であり、貸手と借手はお互いのことをよく知っていたし、互いに依存しつつ利用しあうという関係にあった。そういった地域で、明治維新後の土地改革によって土地担保金融が制度化され、しかも農民には地租という重い負担が課せられた。その状況下でインフォーマルな金融活動はどのようになされたのであろうか。特に、借手も貸手も同一の地域で生活しているということからくる貸金業の特質を示したい。

第2に、インフォーマルな金融が、資金を蓄積する中で（また周辺の産業が発展する中で）地場の金融活動に与えてきた長期的な影響を示す。加藤家の活動した村の隣接地には益子焼という有名な窯業があり、加藤家の資金は、次第に地場産業である窯業などへの生産流通融資へとシフトしていく。もともと小口の生活資金の供与が中心であった加藤家の貸付は、時代の進行とともに、地域の産業資金提供に移っていくのである。

第3のポイントは、マイクロファイナンスのインパクト分析と関連するものである。マイクロファイナンスの議論では貧困削減に対するインパクト分析が様々に議論されているが、中心にあるのは金融サービスの提供が借手の経済活動や福祉等へいかなるインパクトをもつ

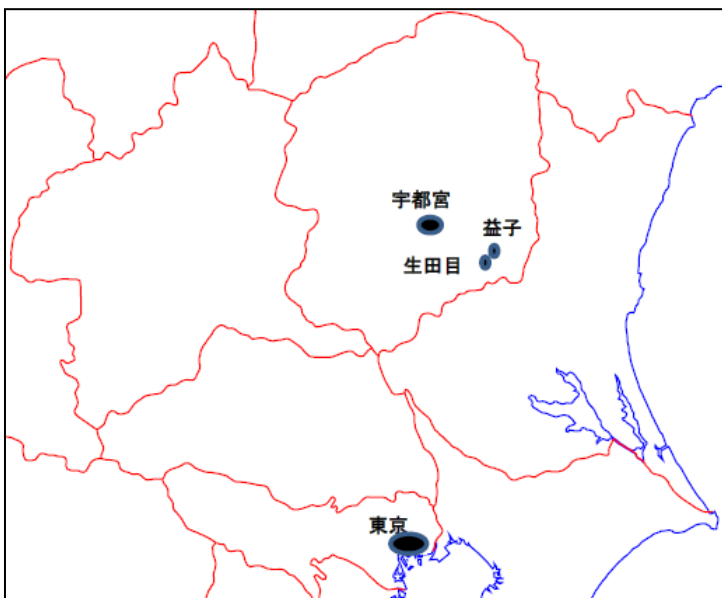
のかという点にあり (Armendáriz and Morduch 2010, p.268)、長期的視点から資産分配なり所得分配へどう影響をもたらすかについてはほとんど議論されていない。本稿は、その研究の欠落を埋めるべく、明治期日本農村における貸金業者の3世代に渡るインフォーマルな金融活動が、その当時もっとも重要な生産要素であった土地所有の分配へどう帰結をもたらしたのかを議論するものである。

地域の発展に対する金融の役割を、貸金業者のデータを使って長期的に論じるところが本論文の強みである。貸金業者の帳簿やメモ等から得られる情報は、(欠落した部分もあるが)総じて極めて信頼性の高いものであり、そういった質の高いデータを使って30年間にわたる貸金業を分析した研究は多くない(注1)。もちろん、得られた帰結を評価するには、明治期日本の農村に特有の事情を勘案しておかなければならないが、それでも本稿でのファインディングスは、開発と金融の関係を論じる際の有力な材料となると考える。

2. 対象地域の特徴と利用データ

加藤家が住居を構えていたのは生田目(なばため)村である。この村は東京から北へ約100kmの地点にあって、栃木県に属する。生田目村は、当時の他の村と同じく、末端の行政単位であり、予算(村費)とその審議権(村会)を持ち、教育や土木工事・衛生等の公的な事業を運営していた。生田目村の北隣が益子焼の産地の益子村(注2)であり、益子の陶業がこの村にも大きな影響を与えることになる(図1)。

図1 生田目村と益子村の位置



資料:著者作成

生田目村の農業は主穀作を中心とするもので、加藤家に保存されていた村の物産資料によると、1874年の時点では村に54戸の農家があって、その54戸が、米80t、大麦33t、小麦10t、大豆8t、稗9t、粟5tなどを収穫していた。このうち村外に売却されたのは米4tと大

豆 2t にすぎず、1,460kg 収納の生綿も村内で全量消費されるなど、農業は自給的色彩が強かった。ただし、金肥の魚肥は 18 世紀中ごろから当地方に流入し、19 世紀には那珂川を經由して直接移入された。その肥料を取り扱っていたのが加藤家当主の五右衛門であった。

明治維新期の加藤家当主弥平太（五右衛門の孫にあたる）は当時の黒羽藩から下之庄（益子地方のこと）勸農役・御蔵役に任じられ、藩の財政基盤強化に尽力している。明治初年の加藤家は、弥平太と、そのおいで女婿となった（宇都宮近郷の弥平太生家から 2 代続けて婿入りした）常三郎が金融を営んでいた。弥平太は 1879 年ころ戸主の座を常三郎に譲り、独立して経済活動に専念した。しかし、1891 年に常三郎が急逝したため、子の正がその資産を継承した。弥平太も翌年には正に資産を譲り、正は祖父の後見のもとで経営をおこなった。

我々が分析に使用するデータは加藤家の帳簿および関連するメモである。加藤家の貸金業の基本的な帳簿には、日々の貸付・回収の記録と、年末年始の資産・負債状態の記録とがある（注 3）。弥平太・常三郎・正は公務（弥平太は益子地域の戸長を歴任し、常三郎は初代益子村長であった）のかたわら、貸付の業務を行い、これらの帳簿を自ら記帳した。ただし常三郎の資産帳簿は不完全で、彼の帳簿からは 1877 年と 1884-87 年の貸金を知るにとどまる。ここでは 3 人が作った帳簿を利用して分析を行うが、経営が正の手により一本化される 1892 年以前の加藤家貸金業の把握は不十分にならざるを得ないことを予め断っておく。

3. 時代背景と当時の経済状況

3.1 明治維新と地租改正

加藤家の貸金業の動きをみる前に、当時の日本農村の経済状況、とくに貸金業に大きな影響を与えた制度改革であった地租改正について触れておく必要がある。

1868 年の明治維新のあと、新政府は一連の改革に着手する。新政府は、江戸時代の士農工商という身分制度を廃止し、移住や職業選択の自由を認めるとともに、農民に対しては作物選択の自由の認可、更に農地の永代売買の解禁を行っている。1873 年からは土地制度の近代化と地租による財政収入の確保をねらって、地租改正を断行した。まず一筆ごとに土地を確認し、測量した上で、土地の所有者を確定した。そして、所有権を確定した土地の評価を行い、評価金額＝地価のもとで地租を決定した。地租率は当初地価の 3% と決められたが、これは政府の目的とした歳入額から逆算されたものであり、村入費という名目の付加税（当初地租の 1/3）とともに農民に大きな負担を強いるものとなった。

地租は金納であり、江戸期の物納とは違っていた。地租の計算の基礎となった地価は固定されており、農産物価格が下がるデフレ期には農民負担は深刻化する。あとで説明する松方デフレの際には、公租を支払うことができず、土地を手放す農民が続出した。

地租のその後について説明を加えるならば、地租改正後、農民の反乱が続いたこともあり 1877 年に地租は地価の 2.5% に減額された。しかし、日清戦争後の軍備拡張と日露戦争遂行を理由に 1899 年には 3.3%、1904 年には 4.3%、1905 年には 5.5% へと増徴された。このような増税の結果、国税と地方税をあわせた 1 戸当たりの租税負担は、1891 年に 12.1 円、1898 年に 19.6 円だったが、1905 年には 38.6 円（1898 年の 2 倍）に達している（東洋経済新報社 1926）。増大する租税負担は、本論文が対象としている期間、農民をずっと苦しめることになる。

地租改正は土地所有関係を明確にするとともに土地所有者の権利を確定したという点で近代的土地制度を確立したものである。地租改正の結果、土地所有者には地券が交付され、土地の私的所有が法的に確立すると同時に土地を担保とする金融取引（質入れと書入れ、後の民法では質権と抵当権）が制度化された。

ただ、この制度改正はそれ以前に行われていた土地のインフォーマル取引を合法化したという側面が強い。土地売買、土地貸借、あるいは事実上の私的土地所有は明治以前に進行していた事態であった。といっても、制度上は土地の永代売買が認められていなかったため、資金を必要とする場合に農家は土地を質に入れることによって資金を手にするという田畑質が広く用いられた。田畑質（質地）とは、資金を必要とする家計が土地を質に入れることでその利用権を貸手に引き渡し、資金を借りるという形態である。土地の利用権と年貢納入の義務は貸手に移るが、希望すれば小作として耕作を継続することは可能であった（質地小作）。返済が滞れば質は流れ、通常は土地の処分がなされるが、明治以前の借手は期限に制約されず質地を請け戻したことが多かったとされる。この点はあとでも触れる（注4）。

3.2 農業の状況

続いて当時の農業の状況について説明しておきたい。もちろん、調査地である生田目村の農業について説明するほうが好ましいのではあるが、村の農業生産や農産物価格についてのデータは部分的にしか利用できない。そのため、本節では日本全体の農業生産額と農産物庭先価格に関して、大川一司らのグループ（Umamura and others 1966）が推計したものを使用する。日本全体の農業生産と農産物価格の動きは、本論文の対象地域の農業事情とはずれがあろうが、しかし村の農業経済のおおまかな変化については、共通するところが大きいと考える。

まずは農業生産の動きであるが、対象とする期間（1874-1905年）で農業の実質生産額は年平均1.87%で成長している（表1、図2）。これはYamada 1991が日本農業の成長を論じた際に初期成長局面と名付けたものであり、農業の成長速度としては悪くない数値である。なお本論文の対象期間を8年ごとに4つのサブ期間に分けて細かくみると、最初の2つの期間は2%を超える成長率であったが、残る2期間の成長率はそれぞれ-0.04%、0.75%と成長率が鈍化している。

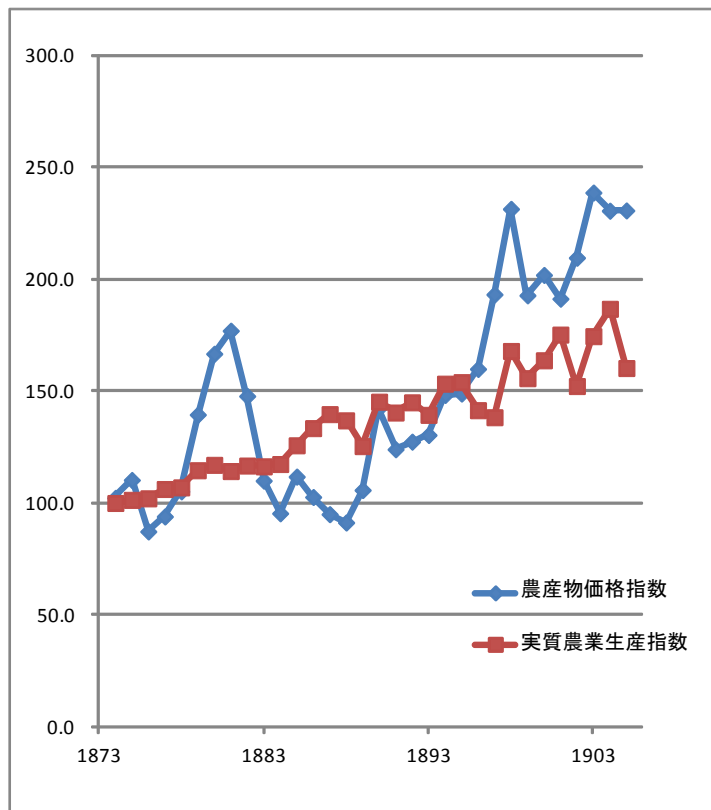
他方で農産物価格については（同じく表1、図2）、期間平均での年上昇率が2.63%となっており、農産物価格でみる限り、この期間はマイルドなインフレーションの時代であったということができよう。しかし年次データを使って価格の動きを細かくみてみると、価格の動きには1877年から1881年までの上昇、その反動での同年から1888年までの価格低下、そしてその後は循環を伴いつつ、趨勢的に上昇していることがわかる。本稿の分析との関係で重要なことは、1877年からの価格騰貴とその反動としてのデフレである。この間の価格騰貴には西郷隆盛が兵を挙げた西南戦争（1877年）が影響している。西南戦争は鹿児島を中心とする不平士族が反乱を起こしたものであり、当初政府は戦費を賄うために拡張財政をとらざるをえなかった。しかし、政府は戦争の終了後には一転して緊縮財政政策を採用した。緊縮財政は深刻な物価の下落をもたらした。この物価下落は当時の大蔵卿の名前から松方デフレと呼ばれたが、このデフレ期（1881-1885年）（注5）には、地租を払えない農民が続出した。資金を借り入れた農民で返済がうまくいかなかった農民は土地を失った。自作農が小作に転落するケースであり、こういったケースは日本全国で見られた（永原1980、Nakamura

1983)。これは本稿で分析する生田目村でも同様である。

表1 農産物価格と農業生産の推移(日本全国、1874-1905年)

年	農産物価格指数	実質農業生産指数
1874	102.3	100.0
1875	110.3	101.4
1876	87.3	102.1
1877	94.0	106.3
1878	105.2	107.0
1879	139.5	114.6
1880	166.7	117.1
1881	177.0	114.3
1882	147.8	116.7
1883	110.0	116.4
1884	95.4	117.4
1885	111.8	125.8
1886	102.7	133.4
1887	95.0	139.7
1888	91.3	136.9
1889	105.8	125.4
1890	142.5	145.3
1891	124.0	140.4
1892	127.4	144.9
1893	130.4	139.4
1894	148.3	153.3
1895	148.9	154.0
1896	159.9	141.5
1897	193.2	138.3
1898	231.4	167.9
1899	192.8	155.7
1900	201.9	163.8
1901	191.3	175.3
1902	209.6	152.3
1903	238.7	174.6
1904	230.6	186.8
1905	230.7	160.3

図2 農産物価格と実質農業生産の推移(日本全国、1874-1905年)



資料：表1に同じ。

注：表1に同じ。

資料：梅村又次他1966、p.156、p.148。

注：1) 農産物価格指数は1874-1876をウェイトとする農産物庭先価格指数(1874-1876=100)。

2) 実質農業生産指数は1874-76年価格で評価したもので1874年を100とした。

4. 加藤家の貸付の拡大

4.1 加藤家の資産の動き：概観

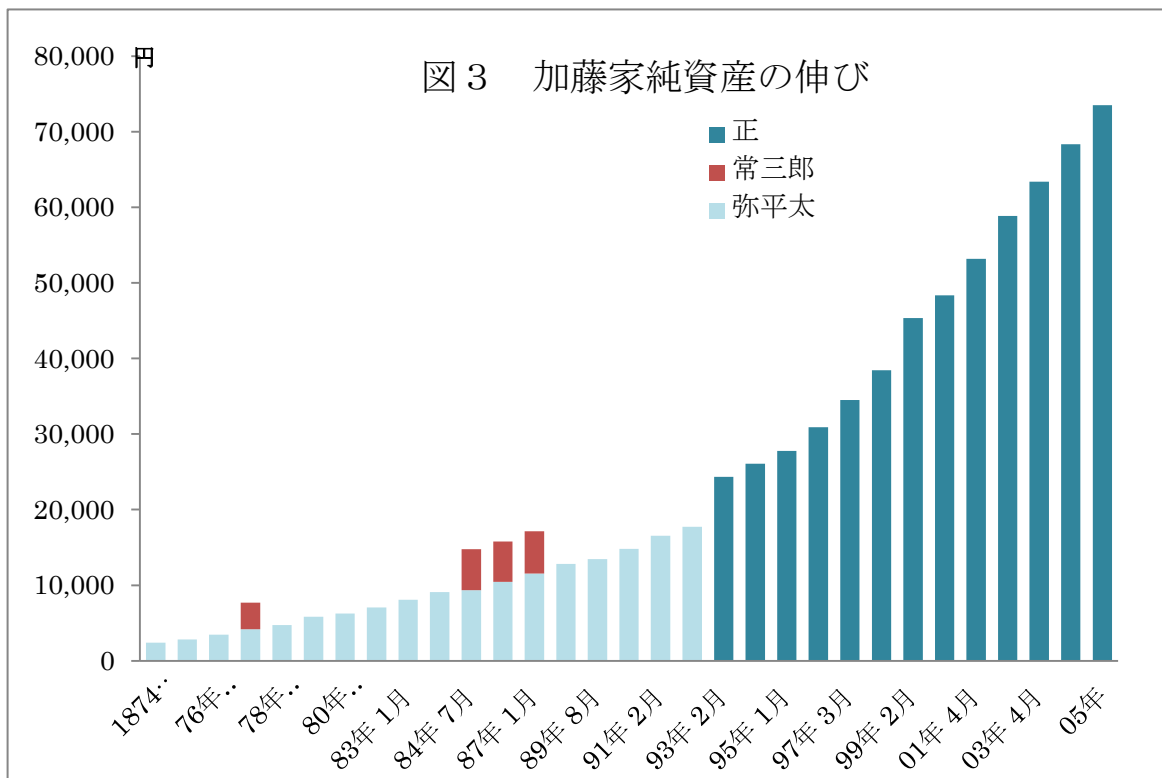
はじめに加藤家の純資産全体の動きを概観する(図3および表2)。純資産の数値は、1892年までは弥平太の数値をとり1893年からは正の帳簿に登場する数値をとっている。データは年末の資産状況を当主がまとめたものであるが、取りまとめの時期が時に遅れることもあって常に年末の数字とは限らない。また常三郎の資産データでは1878年と1884、1886および1887年の4か年について貸金残高がわかるだけである。常三郎の資産は図3に貸金を示したが、表2では計上していない。したがって表の純資産の数値は、加藤家の帳簿が正のもとで一筆化される1892年以前と1893年以降では連続しない。1892年以前では、常三郎

の資産が計上されていないため加藤家の純資産は過小評価となっている。

なお純資産は弥平太が自己の資産として認識していた（彼の帳簿に掲載されていた）部分をとっている。奇妙かもしれないが、ここには加藤家の家屋敷や当初保有していた田畑は含まれていない。弥平太は、親から譲り受けた建物と土地は自分のビジネスにおける資産とは認識していなかったとみられる。

もうひとつ重要なポイントを述べておく。純資産は総資産から借入の部分を控除したものであるが、借入金の比重は小さい。特に正の経営に一本化された1893年以降では（1893年を除いて）借入金はほとんど無視できるほどである。つまり加藤家の貸付原資としては、蓄積された自己資金がほとんどであり、加藤家の貸付を今日のマイクロファイナンス機関と比較する際には、こういった貸付原資の特徴に注意しておくべきであろう。なお加藤家の借入金は「預り金」と呼ばれ、おおむね半額以上が弥平太の母など数名の女性によって預けられたものであった。益子地方に銀行がなかった当時、余剰資金を抱える富農層の女性は金貸しを自営するわけにもいかず、加藤家のような貸金業者に資金を預けていくらかの利子を得ていたものとみられる。

資産の中味は、加藤家の帳簿にしたがって、貸付金（一般貸付金で書入れを含む、親類等への貸付金、益子の陶業への融資）、質取りに伴う貸付、質入れ・書入れの処分ないし現金買入れによって獲得した土地、現金、預貯金、株式等に分けられる。土地資産には、前述の通り、加藤家が先祖から継承した土地や建物は含まれていないことに注意しておく。



資料：弥平太・正「財産損益勘定帳」1874-1905年、常三郎「金貸取調帳」1877年、同「貸与金本帳」1884年、同「金銭貸付控張」1885年、同1886年により作成。

表2 加藤家の純資産額の推移(1874-1905年、単位：円)

時点	現金	預貯金	公債・ 株式	貸付				質取りによる資金供与			取得土 地価額	その他	総資産	借入	純資産
				一般貸 付	親類等へ の貸付	陶業へ の貸付	小計	質入れ	質物	小計					
1874年 12月				2,201	50		2,251	173	100	273			2,524	130	2,394
1875年12月				2,549	50		2,599	335	70	405			3,004	180	2,824
1876年12月	80			2,628	134		2,763	621	50	671	15		3,529	65	3,464
1878年2月	130			3,038	195		3,233	626	165	791	61	50	4,265	65	4,200
1878年12月	146			3,646	50		3,696	680	50	730	60	159	4,790	73	4,717
1880年1月	120		100	3,913	508		4,421	785	28	813	390	201	6,044	215	5,829
1880年12月	15		100	3,705	708	720	5,133	688	10	698	390	216	6,551	276	6,275
1882年1月	15		100	4,409	708	584	5,701	728	20	748	390	216	7,169	110	7,059
1883年1月	100			5,139	763	657	6,558	682	78	760	765	30	8,213	115	8,098
1883年12月	180		133	5,837	714	642	7,193	783	80	863	939	30	9,337	258	9,079
1884年7月	80		133	5,768	714	642	7,124	1,212	50	1,262	1,002		9,601	258	9,343
1886年2月	150			2,521	514	1,583	4,618		20	20	5,841		10,629	165	10,464
1887年1月	350			3,168	514	1,058	4,740				6,775		11,865	320	11,545
1888年5月				4,037	509	1,351	5,897				7,230		13,127	385	12,742
1889年8月	50			4,591	709	1,986	7,286				6,655		13,992	519	13,473
1890年5月				5,191	709	1,769	7,669				7,758		15,427	621	14,806
1891年2月				6,145	509	2,036	8,690				8,072		16,762	226	16,536
1892年2月		40	100	6,248	509	2,434	9,191				8,656		17,987	239	17,748
1893年2月			260	8,520	509	4,746	13,775				11,191		25,226	869	24,357
1894年2月	240		450	9,064	609	3,888	13,561				11,528	630	26,409	349	26,060
1895年1月		700	615	10,608	609	2,858	14,076				12,421		27,812	40	27,772
1896年4月		780	900	12,820	609	2,660	16,089				13,163		30,932	40	30,892
1897年3月		825	975	14,394	609	2,663	17,666				14,974	100	34,540	40	34,500
1898年2月	1,600	600	1,000	15,909	609	2,545	19,063				16,197		38,460		38,460
1899年2月	265	270	1,115	21,722	609	2,763	25,094				18,604		45,348		45,348
1900年3月	2,460	500	1,608	19,963	609	2,606	23,179				19,199	1,400	48,346		48,346
1901年4月		880	2,467	25,785	609	2,396	28,790				19,645	1,400	53,182		53,182
1902年5月		950	2,274	30,636	809	2,343	33,788				20,423	1,400	58,836		58,836
1903年4月		210	2,274	34,371	1,009	2,313	37,693				21,825	1,400	63,402		63,402
1904年4月	290	850	2,344	37,043	1,009	2,305	40,357				23,320	1,400	68,561	215	68,346
1905年	60	550	5,190	38,379	1,249	2,254	41,882				24,409	1,400	73,491		73,491

資料：弥平太・正「財産損益勘定帳」1874-1905年により作成。

注：1) 1874年から1892年までは弥平太の資産、1893年以降は正の資産をとっている。

2) 弥平太が継承した土地や建物等の資産は計上されていない。

3) 陶業への貸付は、益子の陶業にかかわる会社等への貸付、陶業者の原料購入資金、および年賦と称した特別貸付（通常無利子）等を指す。

図 3 および表 2 から以下のようなことがわかる。弥平太の純資産は 1874 年に約 2,400 円（注 6）（注 7）であったが、1886 年に 1 万円、1892 年 2 月にはほぼ 1 万 8,000 円に達した。一方、常三郎は 1877 年末に 3,500 円、1884-87 年頃には 5,300-5,600 円の貸金を保有していた。これらの事実から、加藤家の純資産は 1877 年頃に約 7,000 円であり、1884-87 年頃に 1 万 5,000-1 万 7,000 円、1890-91 年頃に 2 万円に達したと推定される。正の代になった 1893 年には純資産額は 2 万 4,000 円となり、1896 年に 3 万円、1901 年に 5 万円を超え、1905 年には 7 万 3,000 円に達した。名目での比較であるが、同家の純資産は 30 年間に右上がりの大きな弧を描き、1874 年と比較すれば、1905 年の数値は 10 倍を超えている。

純資産の増大を年平均成長率という指標でとらえると、弥平太の純資産については前半（1874-1883 年）では年率 15.1%という高い数値を示した（成長率は回帰によって計算）が、後半（1884-1892 年）では 7.7%へと低下している。正の時代では成長率は前半（1893-1899 年）で 10.2%、それ以降では 8.3%となっている。資産は、紆余曲折はあるものの、全体的には高い率で成長したといえよう。

4.2 資産構成の変化

続いて資産の中味がどう変化したかを検討してみよう。先の表 2 と、その構成比率を示した表 3 から、いくつかの興味深いファインディングスが得られる。

第 1 に、弥平太の貸金経営における貸付金残高は 1883 年までは順調に拡大したが、その主力は一般貸付と質入れであった。弥平太の貸金には一般貸付（無担保貸付、地券担保貸付、土地建物担保の書入れ）、親類や旧黒羽藩の上士への優遇貸付（金利ゼロが多くまた期限も特に設定していない）、そして陶業への貸付があったが、その中で最も多かったのは一般貸付であった。また質取りに伴う資金提供には質（質物）と質入れ（質地）があり、主軸は後者であった。さてスタート時点（1874 年）における弥平太の総資産の内訳は、純資産に対する比率でみて、貸金が 94%、質入れが 7%であり、土地等の新たな資産は持っていない。その後、質入れは 1876 年末に 621 円、18%となり、1883 年末まで 700 円前後で停滞した後、半年後の 1884 年 7 月に 1,212 円（13%）まで増加した。

第 2 に、資産の中味は 1884 年頃から大きく変化する。同年から 1888 年までは貸付額が 1883 年のそれを下回り、他方で、取得した土地資産の金額が急増する。質入れによる資金供与は 1884 年がピークであったが、1886 年からは数値は計上されていない。これらのことから、この時期に書入れと質入れの処分による土地取得を行ったことが知られる。

加藤家の資産構成が 1884 年から 1888 年の間に大きく動いたことは、この間における貸金業の困難を反映するものであり、その困難の原因は、先に説明した松方デフレと考えられる。農産物価格は 1884 年にはピークから 46%も下落し、地租の重さに耐えかねて農民の負債が増加し、返済も滞った。1884 年 7 月から 1886 年 2 月に至る 1 年半、弥平太は元利返済の滞った貸金と質地金融を整理した。すなわち、書入れ地の一部と質入れ地のすべてを自己所有地に編入し、一部の貸金には返済繰延べ（利率を元金に乗せず、元金のみを返済、返済期限を延ばす）を認めた。なお、不良貸付の処理は常三郎も断行していた。図 3 に 1884-1886 年の年末貸金残高が示せたのはそのためである。以上の結果として土地取得が一気に進行、加藤家は貸金業から、貸金業と地主経営を兼営するものへと変わったのである。

表3 加藤家の純資産の構成の推移(単位: %)

時点	現金	預貯金	公債・株式	貸付				質取りによる資金供与			取得土地価額	その他	総資産	借入	純資産
				一般貸付	親類等への貸付	陶業への貸付	小計	質入れ	質物	小計					
1874年12月				91.9	2.1		94.0	7.2	4.2	11.4			105.4	5.4	100.0
1875年12月				90.3	1.8		92.0	11.9	2.5	14.3			106.4	6.4	100.0
1876年12月	2.3			75.9	3.9		79.8	17.9	1.4	19.4	0.4		101.9	1.9	100.0
1878年2月	3.1			72.3	4.6		77.0	14.9	3.9	18.8	1.4	1.2	101.5	1.5	100.0
1878年12月	3.1			77.3	1.1		78.3	14.4	1.1	15.5	1.3	3.4	101.5	1.5	100.0
1880年1月	2.1		1.7	67.1	8.7		75.8	13.5	0.5	13.9	6.7	3.5	103.7	3.7	100.0
1880年12月	0.2		1.6	59.0	11.3	11.5	81.8	11.0	0.2	11.1	6.2	3.4	104.4	4.4	100.0
1882年1月	0.2		1.4	62.5	10.0	8.3	80.8	10.3	0.3	10.6	5.5	3.1	101.6	1.6	100.0
1883年1月	1.2			63.5	9.4	8.1	81.0	8.4	1.0	9.4	9.4	0.4	101.4	1.4	100.0
1883年12月	2.0		1.5	64.3	7.9	7.1	79.2	8.6	0.9	9.5	10.3	0.3	102.8	2.8	100.0
1884年7月	0.9		1.4	61.7	7.6	6.9	76.2	13.0	0.5	13.5	10.7		102.8	2.8	100.0
1886年2月	1.4			24.1	4.9	15.1	44.1		0.2	0.2	55.8		101.6	1.6	100.0
1887年1月	3.0			27.4	4.5	9.2	41.1				58.7		102.8	2.8	100.0
1888年5月				31.7	4.0	10.6	46.3				56.7		103.0	3.0	100.0
1889年8月	0.4			34.1	5.3	14.7	54.1				49.4		103.9	3.9	100.0
1890年5月				35.1	4.8	11.9	51.8				52.4		104.2	4.2	100.0
1891年2月				37.2	3.1	12.3	52.6				48.8		101.4	1.4	100.0
1892年2月		0.2	0.6	35.2	2.9	13.7	51.8				48.8		101.3	1.3	100.0
1893年2月			1.1	35.0	2.1	19.5	56.6				45.9		103.6	3.6	100.0
1894年2月	0.9		1.7	34.8	2.3	14.9	52.0				44.2	2.4	101.3	1.3	100.0
1895年1月		2.5	2.2	38.2	2.2	10.3	50.7				44.7		100.1	0.1	100.0
1896年4月		2.5	2.9	41.5	2.0	8.6	52.1				42.6		100.1	0.1	100.0
1897年3月		2.4	2.8	41.7	1.8	7.7	51.2				43.4	0.3	100.1	0.1	100.0
1898年2月	4.2	1.6	2.6	41.4	1.6	6.6	49.6				42.1		100.0		100.0
1899年2月	0.6	0.6	2.5	47.9	1.3	6.1	55.3				41.0		100.0		100.0
1900年3月	5.1	1.0	3.3	41.3	1.3	5.4	47.9				39.7	2.9	100.0		100.0
1901年4月		1.7	4.6	48.5	1.1	4.5	54.1				36.9	2.6	100.0		100.0
1902年5月		1.6	3.9	52.1	1.4	4.0	57.4				34.7	2.4	100.0		100.0
1903年4月		0.3	3.6	54.2	1.6	3.6	59.5				34.4	2.2	100.0		100.0
1904年4月	0.4	1.2	3.4	54.2	1.5	3.4	59.0				34.1	2.0	100.3	0.3	100.0
1905年	0.1	0.7	7.1	52.2	1.7	3.1	57.0				33.2	1.9	100.0		100.0

資料: 表2に同じ。

注: 表2に同じ。

第3に、しかし加藤家の貸金業はその後、決して衰退したわけではない。一般貸付の残高は1889年から増加に転じ、正の代の1899年には2万円を突破している。それどころか、一般貸付のほか親類貸、益子の陶業者への資金提供（益子陶業者支援資金：益盛社への出資金・貸金、益子陶器会社への出資金、陶器仕込金、年賦と称した特別貸付（通常無利子）等）（注8）、さらに公債・株式（県内の銀行や新聞社）や預貯金まで含めると、金融部門は地主経営部門（買入地）と同等以上の地位を占め続けた。こうして1907年、加藤家は貸金業をもう1つの柱とし、益子町の内外に耕宅地53町を所有する大地主（50haを満たしているという相対的な意味で）になっていた。

4.3 質地金融の消滅

先にみたように、弥平太が貸付を行っていた時期の前半は、平均的な純資産の伸びが15%という相対的に高い時期であった。その時期、資産の大半が貸金と質地金融で運用され、それらが20%程度の利子を生みながら順調に回転したとみなせるであろう。地租は高いレベルに設定されていたが、農産物価格は上昇しており、また農業生産も拡大していたため、農民にとって地租の圧力はそれほど厳しいものではなかったとみられる。資金需要が増加し、需要の増加に弥平太の資金供給が呼応する中で資金の回収も順調に進んだものとみられる。

ところが松方デフレによる混乱期に、弥平太は質地金融を整理している。これはなぜであろうか。この理由を説明するために質地金融に関する江戸期の慣行にまで遡ることとしよう。

江戸時代に土地の永代売買が禁止された（1643年）ことは前に述べた通りである。したがって、地租改正以前では、田畑質という形式で資金の借入を行うことが常態化した。借手が

返済できない場合は、通常ならば質流れ（流地）となり、土地は貸手の所有となる。流地は事実上の永代売であったから初期には禁止されたが、質地取戻し騒動や金融逼塞などの混乱を招いたため 1723 年には認められ、質の請戻し期限は最長 20 年と決められた。このように永代売買禁令は実質的に骨抜きになっていたが、幕府の基本法として 1872 年まで存続したのであった。しかし、各地の慣行の中には、借手が元金を返済すれば、質入れ・質流れから何年、何十年たっても請け戻せるというものがあつた。これは資金の出し手（貸手）にとって不利な慣行であり、実際に富裕者の土地集積（地主の成長）を制約したが、土地の開発者と土地の結びつきを考慮し、借手の権利を尊重したルールであった。これは質地請戻し慣行（注 9）と呼ばれているが、当時は各地でみられた慣行であった。

明治期に入り、土地担保金融が制度的に可能となると、返済できずに、質入れや書入れした土地を取得されるということが可能となる。しかし質入れによる資金調達はなお継続した。加藤家の場合、1882 年頃までは質入れ・書入れの処分による土地の取得は少なく、純資産に占める土地の比率も 10%未満であった。貸付はほぼ順調に回収されていたとみられる。なお 1873 年の地所質入れ書入れ規則によって、地租は、書入れの場合には資金の借手が負担し、質入れの場合には、資金の貸手が負担するものと決められている。

ところで、この時期の加藤家の質地金融をみると、1883 年と 1884 年の質入れ 11 件で田畑の法定地価に対する融資額の比率は 1.31 倍であった。質地金融では、国が査定した土地価格の 3 割増しの貸付が行われていたのである。ということは、当時、質入れは、債務保証のシンボリックな意味しかもっていなかったと判断される。大切な資産である土地を質に出したからには、借手はしっかりと返済してくれるはずという理解にたつて、貸手は資産価値の貸付額との関連に無頓着で、平均すれば資産価値を 3 割も上回る金額を供与していたのである。ところが松方デフレのもとで、農産物価格が大幅に下落すると、返済が不能になる農家が続出したし、農産物価格が将来持ち直した場合にすら返済は無理と判断せざるをえないケースも多かった。したがって、加藤家は損失覚悟で、質地金融を含めた貸付の整理を行った。ケースによっては、返済減免を行い、また資産処分も断行した。そして、これ以降は資産価値の枠内での資金額供与という方針に転換し、1886 年から 1891 年までの 6 年間における質入れ 8 件の場合の貸付額・法定地価比率は 0.86 倍と低下している。加藤家は松方デフレによる貸付業務の混乱を経て、貸付を一部厳格化したのである。

他方で、簡便な方法で資金を得たい農家は書入れによる資金の借入を選び（質入れと違って土地利用は継続できる）、資産価値に見合った資金を得たい農家は加藤家に土地の買取りを依頼したのである。買取りの場合には、買戻し慣行（注 10）を利用して、買戻し約定を条件として付したうえで、買取りの依頼を行うこともありえた（全体の約 2 割で認められた）。買戻し約定を条件とした場合には、土地処分者は将来土地を取り戻すことができるというメリットがある。しかも土地価格が上昇している時には、借入時点の価格で買い戻すことができるという意味で、より大きな利益が得られるのである。故に、買戻し慣行を利用した土地の売買（実体は資金の貸借）は、土地の購入者（資金の貸手）にとっては得な取引ではないが、加藤家は借手との個人的な関係や産業振興的な意図のもと、温情的な措置として、これを受け入れたのである。

以上のような質地金融をめぐる情勢の変化によって、土地の質入れによる金融は消滅していったものとみられる。

5. 加藤家の貸付業務の詳細

5.1 1877年時点の貸金業

さて以上にみてきたように、貸金業は加藤家の資産増加にとって常に中心的な位置を占めていた。次に、その貸金業がどのように営まれ、どう推移してきたのかを細かく検討したい。3つの時点をとって貸金業の詳細をみていく。

最初に考察するのは1877年の年末における貸付金利の分布である(表4、この年は常三郎の帳簿が利用可能である)。表では、米の現物貸しおよび質地小作は貸金(金額別表示)と別立てにし、益子焼関係者も益子村民と区別した。質地小作はいったん利用権を手放して土地を質入れにした借手はその土地を小作することであるが、利息と小作料の二重支払いになるのではなく、小作料は利息に充当されるものである。

まず、加藤家の貸付では弥平太と常三郎で営業基盤を分ける傾向がある。弥平太では、25円以上(中規模以上と規定しよう)の貸付が貸金119件中33件(28%)と比較的に比率が高い。その貸付先は村外中心である。米の現物貸しと質地小作を含めた132件中、生田目村は38件(29%)にとどまり、益子村の48件(36%)と益子焼関係の23件(17%)が目を引く。

表4 1877年における加藤家の貸付 (単位:件)

	金 利	件数 計	貸付金額別など						借入者所属別				
			10円 未満	10～ 25円	25～ 50円	50～ 100円	100円 以上	貸米の 利米	質地の 小作料	生田目村	益子村	益子焼関 係	他8か 村
弥平太 貸付	30%超	2	1	1						1			1
	30%	11	4	3	2				2	5	3	2	1
	27%台	2						2			2		
	25%	34	10	13	5		5	1		8	13	9	4
	24%	26	9	9	4	3	1			13	2	6	5
	22%台	2	1					1		1	1		
	20%	31	12	7	6	3	1	2		3	20	2	6
	15%	1		1							1		
	13%台	4						4			1	1	2
	12%	1		1									1
	0%	8	5	2	1					4	3		1
	特別貸付(年賦)	4	2	2								3	1
不明	6	3		1	1			1	3	2		1	
計		132	47	39	19	7	7	3	10	38	48	23	23
常三郎 貸付	30%超	11	4	2		1		4		9			2
	30%	35	28	6	1					27	2		6
	25%	71	39	20	3	1			8	23	2	1	45
	24%	6	3	2					1	2	1		3
	20%	73	44	14	4	1	1		9	41	3		29
	15%	5	2	1		1			1	3	1		1
	10%, 12%	2	1			1				2			
	10%未満	5			1	1			3	4			1
	0%	3	1					2		1			2
	特別貸付(年賦)	13	4	5	2	1	1			6		1	6
	不明	31	7	6	1	5	1	5	6	12	2		17
	計		255	133	56	12	12	3	11	28	130	11	2

資料：弥平太「証文金併時貸控簿」1877年、常三郎「金貸取調帳」1877年より算出。

注：年賦については表2の注3参照。

村外中心の傾向は貸付金額でみると一層明らかで、貸金と質地金融を合わせた残高 3,664円(表2では1878年2月における一般貸付3,038円と質入れ626円の合計)の内訳は、生田目村が293円(構成比8%)であるのに対し、益子村952円(26%)、益子焼1,008円(28%)

%)、他 8 か村 1,411 円 (39%) であった。平均の貸付額は 28.4 円 (貸米を除く 129 件で 3,664 円を割る) である。

一方、常三郎の貸付は 25 円未満が貸金 216 件中 189 件 (88%) と、小口の貸付が大部分である。貸付先は村内 130 件 (貸付 255 件の 51%) が中心で、益子村と益子焼関係は少ない。貸付残高 3,518 円の内訳も (これも表にしていなが) 生田目村 1,668 円 (47%)、益子村以外の村々 1,612 円 (46%) で、益子村は 238 円 (7%) にすぎない。また平均の貸付額は 14.4 円 (貸米を除く 244 件で 3,518 円を割る) となっている。

このように加藤家では父子で営業基盤を分けて貸金業を営んでいたが、このことは、近傍 10 か村という、後の行政村 (益子町) をも越える地域の重層的な資金需要に、加藤家が家を挙げて応じていたことを意味する。なお、父の弥平太が村外で子の常三郎が村内という一見奇妙な分掌は、子が祖父甚平の資産を継承したことによる。父は黒羽藩の下之庄勸農役就任を機に、商人や富農、窯元など特色ある資金需要者と結びついた。上のような経緯のもと、大まかには、子は小口の資金貸付 (マイクロクレジット) を、父は産業融資を担当していたことになる。なお常三郎の融資先の用途には、治療費、葬式代、返済のための一時借り (加藤家は時貸と呼んだ)、田植え用資金、飯米の現物貸し、小旅行の費用、燃料購入費など、多彩な用途が含まれている。

金利は単利である (注 11)。利子が払えれば元金は変化しないが、利子が払えない場合には元金に繰り入れて帳面・証書を書き換える。金利は 30% を超えるものからゼロまで幅広い。しかし、中心は 25% と 20%、さらに弥平太では 24% である。25 円未満の貸金では 30% 以上の高めの設定がみられ、50 円以上の貸金では 20% 以下という低めの設定が多くなる。なお弥平太の金利に整数でない数字が混じるのは、質地小作米 (米での支払い) を金額換算 (円当たり 27kg) して金利を求めたからである。なお常三郎の質地では小作料が金額で契約され納められた。質地の小作料は貸付金の 20% 台が多く、貸金に準じた金利といえよう。

1877 年当時の加藤家貸金業は 20% ないし 24-25% を中心とした金利で順調に営まれていた。この貸金は 20% 前後の利回りを実現し (注 12)、同家資産を高い率で成長させた原動力であった。同時に、弥平太は他村居住者や益子焼関係者の比較的大口の貸金に対して、常三郎は生田目村民および益子村を除く村々の住民に対して、ともに 20% 以下の金利 (やや低め) を設定することがあった。いずれも営業基盤を意識しての行為と考えられる。

5.2 1886 年時点の貸金業

1884-86 年にかけて、加藤家は貸金業の混乱を收拾し、経営の中心は地主経営に移った。表 5 は混乱收拾直後の貸付金利を示す。弥平太の金利は 1887 年 1 月時点の一般貸付 141 件、残高 3,168 円 (表 2 を参照) についてのもので、常三郎の金利は 1886 年の新規貸付 139 件、1,867 円にかかわるものである。

弥平太の貸付でも、25 円未満の小口貸付が 108 件 (77%) と支配的になり、やはり貸金業混乱の影響をうかがわせる。しかし、貸付先が村外者中心で、彼らに比較的大口、村内者に小口の貸付という構図は変わらない。すなわち、件数では益子焼関係の 52 件 (37%) が生田目村の 50 件 (35%) を上回り、残高では益子焼が 1,200 円 (38%)、益子村など 9 か村が 1,165 円 (37%) を占め、村内者は 803 円 (25%) にすぎない。

表5 1886年における加藤家の貸付 (単位:件)

	金利	件数計	貸付金額別				貸米の 利米	借入者所属別			
			25円 未満	25～ 50円	50～ 100円	100円 以上		生田目 村	益子村	益子焼 関係	他8か 村
弥平太 貸付	25%	1				1					1
	24%	1	1				1				
	20%	104	82	15	5	2	40	7	43	14	
	18%	1	1				1				
	15%	16	12	3	1		2	12	2		
	12%	2	2				1			1	
	10%	2		1		1				2	
	0%	5	5				2	1		2	
	特別貸付(年賦)	1	1							1	
不明	8	4	3		1	3	1	2	2		
計		141	108	22	6	5	0	50	21	52	18
常三郎 貸付	30%	1	1				1				
	20%	111	97	9	2	3	60	3	47	1	
	15%	3	1		2		1	1		1	
	14%	1		1			1				
	13%	1			1					1	
	10%	1	1							1	
	0%	18	8				10	18			
	特別貸付(年賦)	3	1			2	2			1	
計		139	109	10	5	2	13	83	4	47	5

資料：弥平太「金銀出入差引帳」1886年、常三郎「貸与金本帳」1884年、同「金銭貸付控帳」1885年より算出。

注：表2に同じ。

一方、常三郎の貸付では、村内中心の小口貸付を特徴とする点は変わらない。村内者は139件中83件、貸付1,867円中1,113円でいずれも60%を占め、25円未満の貸付は109件(貸金126件の87%)である。だが、益子焼関係者への貸付が47件(34%)、531円(28%)と一定割合を占めるようになった。なお、常三郎が貸し付けた窯元は、弥平太が融資する窯元とは一致しない。

金利は年利20%が大半で、弥平太では104件(74%)、常三郎では111件(80%)に達する。残りは15%ないしそれ以下で、20%より高いケースはほとんどない。弥平太では益子村と益子焼関係で低めの金利が目立ち、常三郎では貸米10件を含む村内18件の利息はゼロである。

この年と前年(1885-86)の常三郎貸付260件(質入れ2件を含む)については、別の情報も得られる。まず貸付期間には、質入れでは85年4月に期限3年、86年12月に期限2年のものがある。年賦では86年11月に2件の84か月賦払いの貸付、さらに2回分割2年払いの貸付がある。しかし、これらを除く貸付(無担保貸付、地券担保貸付、書入れ等)の期間は、1か月以内から長くて1年に収まる短期貸付である。したがってごく短期の契約が主流であった。特に窯元への融資は短期のものがほとんどであった。ところが、返済期限は短期であるのに、実際に返済された貸付は少なく、年末、翌年末になっても残高がそのままになった貸付が非常に多い。加藤家は、期限が守られなかったからといって、流地などの処分を強行することはなく、利息がとれればよしという姿勢で応じていたと思われる。たださすがに、直前まで続いた松方デフレ下では、モラルハザードを起こしていると感じて処分に踏み切り、あるいは契約を改めて借り直させたのであった。

次に担保についてであるが、意外なことに、常三郎の貸付では無担保の貸付が圧倒的に多い。貸付260件のうち、質入れ・書入れという正規の担保金融22件に地券や動産(馬・穀

物・家財・衣類等)を引当にしたものを加えても、担保貸付は15%にすぎず、無担保貸付が85%を占めた(注13)。無担保貸付が多い傾向は1870年代からあって、次第に強まったと考えられる。では無担保貸付の実態はどのようなものであったか。穀物の現物貸しを除いた198件の無担保貸付では、10円未満の貸付が74%を占め、さらにその大半が5円未満であったが、25円以上の貸付も12%存在し、最高額は250円の84か月賦払い2件であった。一方、質入れ・書入れ22件のうち、10円未満の貸付は7件(39%)、25円以上の貸付は4件(18%)で、最高額は49.5円の質入れであった。また表5が示したように、この時期の金利は担保の有無に関係なく、年利20%が大半であった。こうしてみると、無担保貸付の大半は村内農家に対するマイクロクレジットで、借手は作物の収穫直後に返済する性格のものであった。しかし貸付はそれだけではなく、陶業者や商人・富農に対する大口融資も存在し、加藤家はこのような借手に対しては、無担保でも担保金融と同等以上の条件で貸付を行ったのである。

1886年頃、加藤家の貸金業は不良貸付の処理に目処をつけ、陶業者を始めとする地域の資金需要に応じる態勢に戻ったところであった。金利は20%に集中する傾向がみられる。先の表2によって1887年1月の弥平太の総資産1万1,865円の構成をみると、一般貸付が3,168円、買入地が6,775円、親類貸や年賦金、益盛社出資金などが1,922円あった。この年、一般貸付は582円の利子、買入地は570円の小作料収入をそれぞれ上げた。このほか1,922円の金融資産や山林などから200-300円の収入があったと思われる。弥平太時代の後半(1884-1892年)の純資産の成長率が7.7%であったのは、このような資産構成の結果であった。

5.3 1905年時点の貸金業

表6は1905年に正が貸し付けた114件、7,384円の金利を示す。貸付先は大字生田目(以下、旧村)が58件と半数を占め、旧村内が営業基盤であるかにみえる。しかし、金額でみると、旧村内への貸付は873円(12%)にすぎず、あとの6,511円は旧村外向けであった。しかも、前者の大部分は25円未満の小口貸付で、利率の計算も困難である(42件が金利不明、これらは少額の貸金の借り換えと思われる)のに対し、後者のほとんどは25円以上である。金利は、判明するものでは15%が45件と支配的であるが、12%が12件、10%が6件あるのも無視できない。この頃には、貸金業の金利もかなり低下している。金利が15%より低い20件(12%を軸に計2,843円、貸付額の4割弱を占めた)のうち、11件は100円以上、16件は旧村外への貸付であった。

表6 1905年における加藤家の貸付 (単位:件)

金利	件数計	貸付金額別				借入者所属別			
		25円未満	25～100円	100～200円	200円以上	大字生田目	大字益子	益子焼関係	他8大字
15%超	3		2	1			1		2
15%	45	11	19	12	3	12	6	12	15
12%台	2		1	1					2
12%	12	1	1	5	5		5	5	2
10%	6	4	2			4			2
不明	46	41	1	2	2	42	4		
計	114	57	26	21	10	58	16	17	23

資料：正「金銭貸付元帳」1901年、同「金銭出入日計帳」1903年より算出。

加藤家貸金業の営業基盤が旧村外にあったことは明白である。貸付金残高のうち 1886-87 年に生田目村への貸付が 4 割まで上昇した事実はあるが、分析対象期間を通じて資金の大半が生田目の外部に貸し付けられた。特に 1890 年代は益子焼への貸付に大きく傾斜し（同前半、弥平太の貸付では 7 割近かった）、1900 年を過ぎると旧村外で益子焼以外の人々への貸付が過半を占めるようになった。

1905 年時点の貸付の内容を少し詳しく述べるならば、その貸付金残高 4 万 1,882 円（表 2 参照）のうち、3,000 円を筆頭に、1,000 円以上の借手が 9 名に上り、400 円以上の借手は 31 名存在する。この 31 名で加藤家の貸付額の 68% を占めるのである。その多くは大字益子やその周辺の商工業者、富農である。土地所有の面では地価 500 円-3,000 円の自作上層～中小地主層で、行政村の役職を務めるような名望家でもある。加藤家の資金の大半はこれらの人々に主に産業資金として（彼らを媒介して消費金融に流れた場合もあろうが）融通されたと考えられる。特に窯元は 9 名を数え、陶器仲買商を兼ねる者も 3 人含まれる。このため、仕込用の借入だけでなく、仕込金として又貸しするための借入もあったと考えられる。陶業者では、貸付 400 円未満の者は 17 名に及ぶ。1874 年以来、30 年間に貸付を受けた陶業者となると 60 家に及び、益子陶業界の紳士録ができる。中には返済できずに土地を処分した者もみえるが、加藤家の資金なくして益子焼窯元の仕込は成立しなかったであろう。

1905 年、加藤家の貸付金残高は一般貸金 3 万 8,379 円とその他を合わせて 4 万 1,882 円になった。その 4 年後に地元の期待を担って設立された益子銀行に正は多額の出資を行い、専務となっている（注 14）。

5.4 長期的視点でみた加藤家貸金業の推移：小括

以上、3 時点における加藤家の貸金業の実態とその変化をみたわけであるが、ここで加藤家の貸付の長期的動きをまとめておく（表 7）。

表 7 加藤家の貸付の長期推移（まとめ）

	1877年	1886年	1905年
平均貸付利率（年利、%）	21.7	17.8	14.2
平均貸付額（円）	19.3	21.7	64.8
村内貸付の比率（件数、%）	43.4	49.6	50.9
村内貸付の比率（金額、%）	27.3	38.1	11.8

資料：表4、表5、表6に同じ。

第 1 に、貸付先は、当初から、村内をベースにしながらも、村外での融資をにらんだものであった。件数では対象とした期間全体でほぼ 5 割の融資が村内でなされたが、融資の金額では 1877 年時点ですでに 7 割以上が村外でなされており、しかもこの村外融資の比率は傾向的に高まっている。加藤家は、常三郎の融資にみられるような村内での小口融資を維持しながらも、村内の需要に応じるだけでは資金を十分に活用できないと判断し、成長部門である益子の陶業に対する融資を当初から拡大していったものとみられる。このことについては弥平太が明治維新の時に、地域の経済開発に責任をもつ地位に就いていたことも影響している。

第 2 に、村外貸出比率の上昇と並行して、平均貸付額は 1877 年の 19.3 円から 1905 年の 64.8 円へと大きく増加している。特に、1886 年から 1905 年の間には、大口融資が増えたことを反映して、平均貸付額は 3 倍程度に伸びている。

第3に、貸付利率は次第に低下の傾向にあることがみてとれる。貸付利率は平均でみて、1877年の22%から、1886年の18%、そして1905年の14%へと着実に低下している。このインフォーマルな貸手の利率が低下したことは、他の地域でもみられることであり、個人貸金業の貸付利率といえども、フォーマルな金融機関の提示する利率と関連をもたざるをえなくなったことが含意される（注15）。

第4に、加藤家の融資は、金貸しの通常のイメージとは違っている。村内には加藤家以外に貸付を行えた者も数名はいたのであり、加藤家は農村金融市場における独占企業ではないが、しかし影響力の大きな存在であったことは間違いない。しかし加藤家の融資は貸付利益の最大化を追求したものではない。

いくつかその例を示す。前の表2には親類や旧黒羽藩の上士への融資が計上されているが、残高が変化していないものが多い。これは加藤家が親類や旧藩士への融資に対しては返済を強要していないことを意味する。また土地の購入に際しては、江戸時代からの質地請戻し慣行を尊重して、約2割のケースについては定められた期間に代金を返済すれば所有権を取り戻すことのできる買戻し約款をつけた取引を行っている。これは買い手にとって好ましい契約ではなかったが、相手の経済的な苦境と村内外での信望を考慮して、温情的な措置をとったのではないかとみられる。そして益子の陶業者に対しては、特別に無利子での融資を行っている（表4、表5の年賦貸付）。加藤家の資金は、すべてではないにしろ、地域の経済開発に貢献するために、商工業者、富農らに優遇された条件で貸し出された。ここにも温情的な姿勢がみられるのである（注16）。

6. 貸金業と土地取得

6.1 村の土地所有構造の変化

表8は地租改正終了時の1878年、松方デフレ収束後の1887年、加藤家の大地主化がほぼ確実な1907年について、生田目村内での農家56戸の土地所有の変化をみたものである。1878年は地租改正時の地価帳、1907年は加藤家所蔵の土地台帳を利用して、所有地を集計した。また、1878年のデータが記載されている資料には1887年までの所有権移転が記載されていて、1887年の土地所有規模が判明する。なお村が作成した1873年の「貧富等級」と1878年の耕宅地面積（林野は含まない、表では割愛した）の対応関係をみると、1等の加藤家は13ha、2等は3-5ha、3等は2-3ha、4等は1-2ha、5等は1.3ha以下の関係にあった。

1878年の時点で、土地所有はかなり不平等なものであったとはいえ、この時点では耕宅地を1ha以上所有する農家が「貧富等級5等」の一部にまで達して36戸（64%）を数え、その大半が林野を所有していたこと、村外者の所有地が3.6haにすぎない（彼らの多くは生田目村境の益子村民である）ことなどをみると、地租改正直後の生田目村は、まだ小作の少ない自作農中心の村であったと考えられる。

その後、自作農の中で土地を失って小作に転じるものが続出した。その結果、1907年に加藤家は生田目に56ha（林野を含む、以下同じ）を所有する大地主に、また「等級2等」であった2番、3番、4番も10ha前後の中地主に、それぞれ成長した。さらに3等、4等層の中にも3-4haの自作地主といえる存在に成長したのが6戸程度みられる。しかし、2等の残り3戸と3等以下層の大半は所有地を減らしている。

表8 村内家計の土地所有の変化 (単位: ha)

農家番号	1873年時点の等級	所有地			1878年と1907年の差
		1878年	1887年	1907年	
1	1	23.68	33.18	56.40	32.72
2	2	6.91	7.45	9.34	2.43
3	2	5.31	6.69	10.30	4.99
4	2	5.21	6.06	9.76	4.55
5	2	4.99	1.89	0.16	-4.83
6	2	5.26	4.03	1.93	-3.33
7	2	3.78	0.70	0.00	-3.78
8	3	4.11	4.33	4.83	0.72
9	3	3.50	3.93	0.43	-3.07
10	3	3.15	3.36	1.83	-1.32
11	3	2.92	3.02	3.62	0.70
12	3	2.32	0.77	0.16	-2.16
13	3	2.40	2.41	4.25	1.85
14	3	1.99	2.12	2.07	0.08
15	3	2.26	2.30	2.09	-0.17
16	3	2.36	2.71	4.14	1.78
17	3	2.32	0.49	0.87	-1.45
18	4	3.05	2.66	3.06	0.01
19	4	2.44	1.86	0.82	-1.62
20	4	2.02	2.18	2.94	0.92
21	4	2.38	2.22	1.79	-0.59
22	4	1.85	1.31	0.13	-1.72
23	4	1.95	1.67	0.20	-1.75
24	4	1.95	2.07	1.96	0.01
25	4	2.17	2.23	2.81	0.64
26	4	1.49	1.13	0.26	-1.23
27	4	1.72	0.93	0.00	-1.72
28	4	1.77	1.73	1.92	0.15
29	4	1.90	2.20	1.98	0.08
30	4	1.94	1.68	0.57	-1.37
31	4	1.03	0.23	0.18	-0.85
32	5	1.35	1.26	0.69	-0.66
33	5	1.27	1.67	1.51	0.24
34	5	1.96	1.96	2.59	0.63
35	5	1.26	0.83	1.51	0.25
36	5	0.91	0.50	0.08	-0.83
37	5	0.85	0.40	0.00	-0.85
38	5	1.02	1.29	0.38	-0.64
39	5	0.77	0.91	0.39	-0.38
40	5	1.46	1.59	0.93	-0.53
41	5	0.80	0.65	0.30	-0.50
42	5	0.87	0.64	0.34	-0.53
43	5	0.63	0.51	0.00	-0.63
44	5	0.79	0.42	0.12	-0.67
45	5	0.83	0.83	0.08	-0.75
46	5	0.63	0.03	0.00	-0.63
47	5	0.26	0.35	0.38	0.12
48	等外	0.94	0.00	0.00	-0.94
49	等外	2.84	2.84	2.84	0.00
50	等外	0.23	0.00	0.00	-0.23
51	等外	0.51	0.53	0.00	-0.51
52	等外	0.08	0.00	0.00	-0.08
53	なし	0.98	1.51	3.26	2.28
54	なし	1.06	1.06	1.62	0.56
55	なし	0.08	0.08	0.00	-0.08
56	なし	0.09	0.24	0.06	-0.03
村外		3.60	6.24	11.25	7.65
計		136.19	135.90	159.13	22.94

資料: 生田目村「田耕地地価帳」「畑耕地地価帳」「地租改正畑宅地価帳」1878年(生田目区有文書)、加藤正「土地台帳大字生田目」1907年、生田目村「貧富等区別帳」1873年。

注: 1) 農家番号は1873年「貧富等級」を優先した上で、1878年所有地価の大きい順。

2) 農家番号1が加藤家。

土地所有の不平等性を村の農家 56 戸に関するジニ係数でみる。ジニ係数は 1878 年の 0.728 から、1887 年の 0.780、そして 1907 年の 0.868 へと動いている。土地所有は最初の 1878 年時点でかなり不平等であったが、この不平等度は 1887 年、1907 年と高まっていることがわかる。またトップ 3 のシェアは、26%、35%、48%と高まっている。土地所有が一部の層に極端に偏る傾向が明白である。

表 9 によると、1878 年から 1907 年までに売買された生田目村内の土地は、延べ面積で 89.7ha であった。加藤家は 34.3ha を買い入れて 1.4ha を売却し、32.9ha を純増させた。2-4 番の農家も 11.8ha、村外者も 7.4ha をそれぞれ純増させた。この三者が土地の主要な買い手であった。一方、5 番以下の 52 戸は 27.7ha の買い入れに対して 56.5ha を売却し、28.9ha の純減となっている。また、1890 年には官有地 23.7ha が払い下げられた。この両者が土地の主要な売り手であった。この土地売買を発生年次で区分すると、1878-1887 年の売買地は延べ 23.8ha である。これは 1878 年の村内民有地 136.2ha（耕宅地 104.4ha、林野 31.8ha）の 17%に当たる。これに対し、1888-1907 年の売買地は延べ 65.9ha で、官有地払下げ後の民有地 162.3ha の 41%に達する。後者の時期の土地売買密度は前者のそれを上回っていたのである。

表 9 生田目村内の土地売買（単位:ha）

農家番号	買入れ			売却			純増
	1878-1887	1888-1907	1878-1907	1878-1887	1888-1907	1878-1907	1878-1907
1 加藤家	10.4	23.9	34.3	0.7	0.7	1.4	32.9
2, 3, 4	3.2	10.8	13.9	0.5	1.6	2.1	11.8
5~56	6.9	20.7	27.7	21.6	34.9	56.5	-28.9
村外者	3.4	7.6	11.0	1.0	2.7	3.7	7.4
その他	0.0	2.9	2.9	0.0	26.0	26.0	-23.2
計	23.8	65.9	89.7	23.8	65.9	89.7	0.0

資料：表8に同じ。

注：その他は生田目村の帰属不明者と官有地（売却のうち23.7ha）。

表 8 に戻り、所有地を減らした農家にとって、どの時期の減少が決定的であったかをみると、1878-1887 年と思われるのが 5 番、7 番、12 番など 13 戸であるのに対して、1888-1907 年と思われるのは 6 番を筆頭に 20 戸である。20 戸の中には 9 番、10 番、38-40 番のように、前の時期に所有地が増加していた農家もある。これらの事実も合わせて判断すると、松方デフレが収束した時期以降においても、生田目村農家で土地を失った農家は多かったとみななければならない。彼らの大半は小作農に転じた。

6.2 加藤家にとっての土地集積の意味

加藤家は農業経営にそれほど熱心ではなく、集積した土地のほとんどを小作人に貸与していた。集積した土地によって加藤家は 1886 年頃には 30ha の地主に急成長した。この土地集積は同家にとっていかなる意味をもっていたのであろうか。

はじめに契約小作料の水準を検討する。土地を購入してこれを小作に提供した場合の利回りを「（小作料金額－地租とその付加税）／買入価格」で求める。これを弥平太が 1883 年 7 月から 1887 年 5 月までに購入したケース 27 件と、常三郎が 1883 年 1 月から 1887 年 6 月までに購入した 23 件について適用し、1887 時点の利回りを求めたところ（注 17）、常三郎分で 9-17%、弥平太分で 6-19%の範囲にほとんど収まっていて、平均は常三郎分が 13.2%、

弥平太分が 11.6%であった。これらは契約小作料に基づくものであるから、実納小作料による利回りはさらに低下することになる。

そこで弥平太のメモをベースにして、実納小作料を、1887年1月までの弥平太の買入地全体（表2で買入額 6,775円）を対象に計算してみた。同年の小作料の契約額は 626円、実納額は 570円（実納率は 91%）となり、弥平太が実現した地租納入前の土地利回りは 8.4%と算出された。同様に 1888年についての土地利回りは、農産物価格低下の影響もあって、6.9%まで低下している。

このような土地利回りは、貸金業を営んできた加藤家父子にどう感じられたであろうか。すでにみたように、1877年では、同家の貸付金利は 20%ないし 24-25%が中心で、実現した貸付利回りも 20%前後であった。また、不良貸付処理直後に当たる 1886年の同家貸付金利は、20%に集中していて、弥平太が実現した利回りは 1886年が 13.1%、1887年が 18.4%であった（注 18）。貸金業は松方デフレで大きくつまずき、1886年にもその影響は若干残っていたが、1887年にはデフレ前の健全な状態を取り戻しつつある。こうしてみると 1887年当時、買入地の収益性は貸金業のそれに遠く及ばなかったことがわかる。土地集積と地主化は貸金業の一時的な失敗から生じたとはいえ、加藤家父子にとって望まれた結果ではなかったと判断される。

しかも、取得地の中には所有が安定的でないものがあった。売買登記が済んでいながら、売渡人が代金を何年かの後に返済すれば取り戻すことのできる買戻し約定地である。同家は 1888-1918年に、耕宅地 29.8ha、林野 23.3ha を買い入れた一方で、耕宅地 7.2ha と林野 1.5ha を売り戻したのである。

もちろん土地の買戻しは、土地の所有権を曖昧にし、所有者による土地改良を妨げるという弊害をもつ。したがって、買戻し慣行に基づく土地の売戻しは、少しずつ減少していくことになるのであるが、加藤家でこの特約は 19世紀末までみられ、その始末には更にあと 20年近い期間を要したのであった。

7. 結論

さて以上にみたように、加藤家の 32年間にわたる貸付は、時の経済状況に対応しながらダイナミックに変動し、地域の経済に大きな影響を与えてきた。その貸付の特徴と帰結を、最初に設定した 3つの個別課題に答えるかたちで、以下のようにまとめておきたい。

第 1 に、加藤家の貸付は、高利による貸付で貧困者を搾取する古典的な金貸しのイメージ（Robinson 2001, pp.178-180）とは違っている。違いの 1つに貸付利率の水準がある。加藤家の貸付利率は、高くとも年利 25%程度であり、Robinson 2001, pp.199-201 がまとめた表におけるインフォーマルな貸手の利率や、Armendáriz and Morduch 2010, p.32 に記載された利率（もちろん Robinson の表と一部重なっているが）であるインドのパンジャブの 134-159%、タイの 60%（遠隔地では 120%）、パキスタンの平均 70%とは全く違っている（同上 p.32）。これは物価の動きを加味した実質金利でも同じである。更に、本文でも示したように、無利子・無担保の貸付や、買戻し慣行に対応した契約など、いくつかの温情的で弾力的な措置があった。

加藤家がどういった理由で貸付利率の水準を決定したかについて資料があるわけではない

が、相対的に低い利率で貸し出した要因として、次の4つは重要とみられる。①加藤家が代々から生田目村に生活してきた家であり、村の住民はもとより、近隣の人々の情報を容易に手にすることができていた。加藤家の貸付にとって、情報の不足や情報の非対称性は存在しないに等しい状況であった。②同じ村に住む人間として相手を極限にまで追いこむような貸付は控えられた。借手の暮らしがあつての貸付ビジネスなのである。③小口資金を除くと、貸付は基本的に土地によって（質入れあるいは書入れによって）、あるいはまた焼成される陶器等によって、保全されていた。④益子地域の戸長や村長を歴任する加藤家は、地域で名声高く人望ある名望家でなければならなかった。

もちろんこの村には、加藤家以外にも、表8における2番、3番、4番のような貸手が存在した。したがって、この村で、加藤家が唯一の貸手というわけではなく、いわば独占的競争の中にあつたとみられるが、それでも加藤家の影響力は強く、より高い利率を適用することも可能だったかもしれない。しかしそれは上に掲げたような理由で控えられたとみられる。

第2に、加藤家の融資を長期的にみると、その融資先の変化はダイナミックなものであつた。融資の相手は、当初、多様な用途向けの小口資金と、隣村へのビジネス資金が中心であつた。その後マイクロクレジット的な融資は次第に比重を下げ、ビジネス融資の比重が高くなっていく。平均的な資金規模が大口化し、貸付利率も低下していく。これは資金需要の長期的変化に加藤家として対応してきた結果でもあると判断される。村の中の資金需要に応えるだけでは、4節で示したような平均年10%を超える水準での資産の成長は望めなかつたであろう。手持ちの資金を遊ばせずに有効利用するためには、村の枠を超えて、成長産業への融資を考えざるを得なかつたのである。著者の1人は、日本の無尽講が経済発展の中で、無尽会社、ひいては相互銀行にまで成長転化したことを示したが（Izumida1992）、加藤家のフォーマルな金融への関わりは、講にみられるインフォーマルな金融の成長論理と共通するものがある。

また加藤家が産業政策的な視点から無利子の資金を益子の陶業ビジネスに供給していたことも興味深い。補助付き融資は、金融の持続性という視点から批判されることが多いのであるが（Adams et al. 1984）、インフォーマルな貸手がごく自然に、優遇された条件で融資を行っていたという事実は、補助付き融資はすべて嫌悪すべきものとして批判する議論へ一石を投じるものとなろう。もちろん加藤家は一般貸付で得た利益を特別融資にあてていたと推測されるのであり（いわゆるクロス補助）、特別融資によって経営の持続性に問題が生じていたわけではないことを付け加えておきたい。

第3に、長期にわたる貸付活動の結果として、村の土地分配がきわめていびつな形となつてしまった。借入者は経済的苦境の一時的緩和を信用の利用によって果たす。しかし、長期的には担保としての農地を失い、結果として土地所有の構造（ひいては農村における所得分配あるいは資産分配）はきわめて不平等なものとなつた。金融を媒介に経済的不平等化が進行したのである。加藤家は、1878年から1907年にかけて所有土地の面積を4倍にまで増大させた。取得した土地のうち何らかの金融の結果としての取得地（累積取得額ベース）は、正が祖父・亡父の資産を相続した直後の1893年で65%、1904年で49%であつた。増大した土地の半分は金融を通じて取得されたのであつた。しかもそれは（少なくとも当初は）、加藤家が望んだことではなかつたのである。

もっとも、厳密に言えば、本稿で見出された帰結は金融の純粋なインパクトとはいえない

ことは承知している。いわゆる with と without の比較によって金融のインパクトを探るという立場からすれば (Armendáriz and Morduch 2010, pp.267-275)、明治から大正における日本の土地所有の不平等化は、近代的金融が可能になったためではなく、農村の貧困と重税とがもたらしたものといたほうが妥当かもしれない。金融がなくとも農民は資産を手放さざるをえないという事態に陥ったはずだと考えることが可能なのである。

しかしそれでも、その資産移転の一定部分が、金融という形を経由して行われたことが重要ではないだろうか。加藤家と生田目住民の金融取引をスナップショットでとらえるならば、土地を担保にして資金を借りることで、農民は当座の生活を賄うことができるようになった。いわゆる金融による消費の円滑化である。しかしより長い目でみれば、消費の円滑化は貧困農民を更なる窮乏へ導くものであった。したがって、金融へのアクセスの拡大を無条件で喜ぶわけにはいかないことが理解される。金融は諸刃の剣であり、状況によっては、富の分配に対して深刻な負の影響を加速するのである。マイクロファイナンスの研究者には、金融は、外部環境の如何によっては、更に恐ろしい事態をもたらすことになるかもしれないという自覚が必要であろう。

以上が本論文の設定した3つの具体的課題に対する結論である。ただし、本稿の結論は、加藤家という一地方の貸金業者の貸付を観察したことからくるもので、一般化するには多くの条件が必要であろう。日本の他の例からいえば、温情的な貸付は、他の地域でもみられたことではあるが、村の外部から貸付を行った金貸しや商人の場合、もっとドライに貸付を遂行したケースもある。ただ貸付利率は加藤家の利率とそう大きく異なるものではなかった。産業金融への貢献という点では、戦前日本で地主層が銀行預金や株式投資等を通じて産業資金を供給する例は一般性をもったものであるが、貸金業者が地場産業への貸付を通じてこれを支援した事例は多くはない。また金融を通じて日本の農村の土地配分がきわめて偏ったものになったことは、日本全国で観察されたことであった(注19)。そして農村における貧困と資産の不平等は、海外における植民地獲得の誘因となり、ひいては不幸な戦争の原因ともなったのである。

注

1) 一般に、ミクロレベルでの金融データを低所得国で獲得するのは容易ではないが、近年では貧困者の金融活動データを蓄積する手段として **financial diary** という手法が着目されている (Collins and others 2009)。本稿で使用するデータは貸金業者の帳簿やメモであるが、それらは資金供給サイドからの **financial diary** という性格を有するものである。なお日本では貸金業の長期的活動を分析した業績がいくつか存在する。たとえば福山 1977、大石 1985、渋谷 2000。

2) 益子焼は 1852 年に始まり、京浜地方へ販売された。益子村は 1877 年に戸数 239 戸の大きな村であった。生田目村は 1889 年、益子村など近隣の 4 村と合併して新しい益子村の 1 大字となった。1894 年、益子村は益子町となった。

3) 弥平太は前者を「金銭出入差引帳」、後者を「財産損益勘定帳」、常三郎は前者を「金銭出入控帳」、後者を「金貸取調帳」「貸与金本帳」などと呼んだ。なお本稿で使った資料は栃木県立文書館に所蔵されており、アクセス可能である。

4) Steel and others 1997 によると、アフリカでは、インフォーマルな貸手が借りた人の財

産を取り上げるのは難しいが、「地主・貸手は土地を取り上げるよりは、質入れされた土地を永遠に使うことのほうがもっと容易である」(p.41)としている。日本の江戸期や明治初年では、土地の売買や所有権移転が制約されている状況の下で、アフリカのインフォーマル金融と同じように、質地という手法を使ったのである。なお公的には土地担保金融が禁止されている現代の中国農村では、利用権証書を担保としたインフォーマル貸出が見られる(Li and Takeuchi 2010)。土地の売買が禁止されたところで金融に何が起きるかを示す事例であり、明治以前の日本で起きたことと類似している。

5) 松方デフレの期間については、石井 1991、梅村・山本 1989 は 1881-85 年とし、中村 2001 は 1882-86 年とする。表 1 が示すように農産物価格の下落は 1888 年まで続いたが、卸売物価は 1885 年から上昇に転じたとみることができる(日本銀行統計局 1966、p.76)。1886 年は企業勃興が始まった年でもあることから、本稿は石井らの説に従いたい。

6) なお資産の評価は加藤家の帳簿にしたがって、物価の変動を考慮していない名目価格(土地の場合は購入価格)で行っている。

7) 1874 年時点の 1 円がいかなる経済価値を持っていたかを示すのは難しいところであるが、大川らのグループ(Umemura et al. 1966)が推計した農産物価格(農家庭先価格)の時系列を使って戦後に延長し、また農林水産省の農産物価格指数総合を使って直近にまで延長すれば(きわめて乱暴なことは承知の上であるが)、2009 年時点で 8,185 円ということになる。したがって当時の 1 円は 2009 年時点の約 87 ドルと等価となる。なお日本の円は戦後のハイパーインフレーションのもとで大きく減価したことは周知の通りである。

8) 陶器仕込金とは、益子の陶器に関連して、製品全部を引き渡すという契約のもとで陶器生産のための材料費、労賃等の資金を貸し付けるものである。益盛社(1880-1883 年、資本金 3,000 円)は仕込金を貸し付け、引渡しを受けた陶器を販売して元金を回収し、何%かの手数料を取った会社である。また益子陶器会社(1888-1894 年頃、資本金 1 万円)は年利 15%で陶業者に資金を融資した。

9) 質地請戻し慣行については、さしあたり渡辺 1996 を参照。

10) 明治維新で土地の永代売買が認められたのに伴い、それまでの質地請戻し慣行が買戻し慣行となった所がある。これは売り手が買い手に代金を返して土地を買い戻す慣行である。買戻しは法的に言えば、所有権を買い手に移しておき(利用権も当然移る)、債務が履行されたら所有権を売り手に復帰させる権利移転型担保である。

11) 実際の記載は 12 円について利息が月にいくらという書き方を採用している。これは 1 年を意識した月払いの利息の計上法である。例えば 12 円の借入について月 0.2 円の利子という書き方から月の支払利息は明確に計上できるが、逆に年利 20%となる 10 円の借入について月の支払額がいくらになるかを計算するのは面倒である。

12) 1878 年を例にとると、弥平太が得た貸金利子収入は 611 円であった(弥平太「小作米併利調帳」1877 年)。表 2 で同年 2 月の一般貸付金は 3,038 円であったから、貸金はこの年 20%の利回りを実現したとみることができる。

13) なお保証人の有無については、常三郎の貸付でみる限り、生田目村の中で少額融資を行う際には、保証人をつけていないケースが多いように見受けられるが、質入れ・書入れといった担保付き貸付の場合には、必ず保証人をつけている。

14) 益子町には 1924 年に所有耕地が 112ha の日下田家、60ha の加藤家、52ha の平野家と、

大地主が 3 家存在した。3 家の貸付金残高の合計は開業当初の益子銀行の貸付金残高約 13 万円を上回っていたとみられる。加藤家の貸金業は銀行未整備の当時、地元経済に一定の影響力があつたと考えられる。

15) 渋谷隆一は、東北の桜井家と石垣家の平均的貸付利率が 1880 年頃にはかなり高く、利率の決定は恣意的であつたが、その後は次第に低下すると同時に、地方銀行の貸付利率との連動性を強めていることを指摘している（渋谷 2000、pp. 125-126）。個人貸金業の利率低下は各地でみられたことであつた。

16) もっとも益子焼関係者への無利子優遇貸付は、正の代の 1900 年代に入って整理の方向に向かっている。表 6 には年賦貸付の金利は登場しない。加藤家は、利子を要求しない特殊な貸付を拡大せずに、通常の貸付を利用させるようにしたと思われる。

17) 現物小作料の換価額（1 円当たり重量）は 1886 年秋の常三郎のメモ（やはり記録がある）に従い、米 27.0kg、大麦 43.5kg、大豆 36.1kg、小麦 38.3kg とした。地租とその付加税は、弥平太が 1887 年に益子村の田 23a を 92 円で質に取った際、地価 75 円に対し「此四ツ掛三円也、上納諸費見積」としたことに従い、地価の 4% とした。

18) 「金銭出入差引帳」によれば、弥平太が得た貸金利子収入は 1886 年が 330 円、1887 年が 582 円であつた。これらを表 2 に示した両年初めの一般貸付金額 2,521 円、3,168 円で割って得られた。

19) 坂根 2010。また田中 1978 によれば、1873 年の全国における小作地率は 30% であつたが、1910 年には 45% にまで上昇している。

引用文献

Adams, Dale W., Douglas H. Graham and J. D. Von Pischke, *Undermining Rural Development with Cheap Credit*, Westview Press, 1984.

Armendáriz, Beatriz and Jonathan Morduch, *The Economics of Microfinance*, Second Edition, The MIT Press, 2010.

Collins, Daryl, Jonathan Morduch, Stuart Rutherford, and Orlanda Ruthven, *Portfolios of the Poor*, Princeton University Press, 2009.

福山昭「明治・大正期高利貸付資本の一考察」『大阪教育大学紀要』第 II 部門、第 26 巻 第 1・2 号、1977 年

Hayami, Yujiro, "Institutional Aspect of Agricultural Development", in Yujiro Hayami and Saburo Yamada (eds.), *The Agricultural Development of Japan*, University of Tokyo Press, 1991.

石井寛治『日本経済史』第 2 版、東京大学出版会、1991 年

Izumida, Yoichi "The Kou in Japan: A Precursor of Modern Finance" Dale W. Adams and Delbert A. Fitchett (eds.), *Informal Finance in Low-Income Countries*, Westview Press, pp. 165-180, 1992.

Li Zhou and Hiroki Takeuchi, "Informal Lenders and Rural Finance in China: A Report from the Field", *Modern China* 2010 36: 302.

南亮進『日本の経済発展』第 3 版、東洋経済新報社、2002 年

永原慶二『日本経済史』岩波書店、1980年

Nakamura, Takafusa, *Economic Growth in Prewar Japan*, Yale University Press, 1983.

中村隆英『日本経済 その成長と構造』第3版、東京大学出版会、2001年

日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』1966年

Ogura, Takekazu (ed.), *Agricultural Development in Modern Japan*, Japan FAO Association, 1963.

大栗行昭「栃木県における60町歩大地主の成立と貸金業」『歴史と経済』第186号、2005年1月

大栗行昭「明治期における土地買戻慣行の成立と展開」『歴史と経済』第216号、2012年7月

大石嘉一郎編『近代日本における地主経営の展開』御茶の水書房、1985年

Robinson, S. Marguerite, *Microfinance Revolution*, World Bank, 2001.

坂根嘉弘「近代」木村茂光編『日本農業史』吉川弘文館、2010年

渋谷隆一『高利貸金融の展開構造』日本図書センター、2000年

Steel, William F., Ernest Aryeetey, Hemamala Hettige, and Machiko Nissanke, "Informal financial markets under liberalization in four African countries", *World Development*, Vol. 25, No. 5, 1997.

田中学「農業の史的特質」秋野正勝・今村奈良臣・荏開津典生・田中学・和田照男『現代農業経済学』東京大学出版会、1978年

Teruoka, Shuzo (ed.), *Agriculture in the Modernization of Japan (1850-2000)*, Manohar, 2008.

東洋経済新報社編『明治大正財政詳覧』1926年

Umemura, Mataji, Saburo Yamada, Yujiro Hayami, Nobukiyo Takamatsu, Minoru Kumazaki, *Estimates of Long-Term Economic Statistics of Japan since 1868*, Toyo Keizai Shinposha, 1966.

梅村又次・山本有造編『開港と維新』日本経済史3、岩波書店、1989年

渡辺尚志「総論 村落史研究の新展開のために」渡辺編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』新人物往来社、1996年

Yamada, Saburo, "Quantitative Aspect of Agricultural Development", in Yujiro Hayami and Saburo Yamada (eds.), *The Agricultural Development of Japan*, University of Tokyo Press, 1991.